

就労支援サービス

問題 143 日本国憲法の勤労などに関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 障害者は、これを酷使してはならないと明記している。
- 2 何人も、公共の福祉に反しない限り、職業選択の自由を有すると明記している。
- 3 男女同一賃金の原則を明記している。
- 4 週40時間労働の原則を明記している。
- 5 勤労者は団体行動をしてはならないと明記している。

問題 144 「障害者総合支援法」の障害者の就労支援などに関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 就労移行支援事業では、利用者が就職できるまで支援を提供するため、利用期間に関する定めはない。
- 2 就労継続支援A型事業では、雇用契約を締結した利用者については最低賃金法が適用される。
- 3 就労継続支援A型事業の利用者が一般就労に移行することはできない。
- 4 就労継続支援B型事業の利用者が一般就労に移行する場合には、就労移行支援事業の利用を経なければならない。
- 5 就労継続支援B型事業は、利用者に支払える平均工賃が月額20,000円を上回ることで事業認可の条件となっている。

(注) 「障害者総合支援法」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のことである。

問題 145 「求職者支援法」に基づく求職者支援制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 求職者支援制度では、雇用保険の被保険者は対象としていない。
- 2 求職者支援制度の申込みは福祉事務所で行わなければならない。
- 3 求職者支援制度では、月20万円の訓練受講手当の支給を受けることができる。
- 4 求職者支援制度は1990年代初めに若年者への失業対策として創設された。
- 5 求職者支援制度の対象となる職業訓練は、長期的な就業安定を目的とするために期間が設けられていない。

(注) 「求職者支援法」とは、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」のことである。

問題 146 事例を読んで、P市福祉事務所における就労支援の進め方について、K生活保護現業員(社会福祉士)の行動として、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

Lさん(40歳)は、病気により離職し、生活が困窮し生活保護を受給している。現在、体調は回復し、医師からも軽めの仕事であれば就労可能であると言われている。Lさんは、就労意欲はあるが、フルタイムでの就労には不安を感じている。そこで、生活保護を受給しながら就労することについてK生活保護現業員に相談した。

- 1 就労の可能性を高めるため、公共職業安定所(ハローワーク)のフルタイムの求人に応募するように助言する。
- 2 生業扶助では民間の教育訓練講座の受講はできないため、公共職業訓練の受講を勧める。
- 3 福祉事務所の就労支援は期間を定めて行われるため、終了時には生活保護も廃止となると伝える。
- 4 公共職業安定所(ハローワーク)と連携した生活保護受給者等就労自立促進事業などを紹介し、利用の意向を尋ねる。
- 5 自立支援プログラムへの参加が生活保護を継続する条件になると伝える。